平成 2 5 年度

一 般 会 計 特 別 会 計

生 駒 市

目 次

1	一般会計 ••••••••	1
2	公共施設整備基金特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
3	生駒駅前市街地再開発事業特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4	介護保険特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
5	国民健康保険特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
6	後期高齢者医療特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
7	下水道事業特別会計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	47
8	自動車駐車場事業特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53

一 般 会 計

議案第 1 号

平成25年度生駒市一般会計予算

平成25年度生駒市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,120,00千円と 定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により 翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によ る。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」 による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最 高額は5,000,000千円と定める。 (歳出予算の流用)

- 第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経 費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月6日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金額
1 市税		16, 175, 972
	1 市民税	8, 702, 426
	2 固定資産税	5, 686, 357
	3 軽自動車税	103,423
	4 市たばこ税	470,000
	5 特別土地保有税	1, 030
	6 都市計画税	1, 212, 736
2 地方譲与税		250, 438
	1 自動車重量譲与税	173, 385
	2 地方揮発油譲与税	77,053
3 利子割交付金		70,673
	1 利子割交付金	70,673
4 配当割交付金		106,817
	1 配当割交付金	106,817
5 株式等譲渡所得割交付金		16,300
	1 株式等譲渡所得割交付金	16,300
6 地方消費税交付金		7 1 4, 6 8 1

項	金額
1 地方消費税交付金	714,681
	6, 581
1 ゴルフ場利用税交付金	6, 581
	72,745
1 自動車取得税交付金	72,745
	95, 283
1 地方特例交付金	95, 283
	3, 890, 000
1 地方交付税	3, 890, 000
	15,500
1 交通安全対策特別交付金	15,500
	432,724
1 負担金	432,724
	728,378
1 使用料	483, 232
2 手数料	245,146
	4, 264, 051
1 国庫負担金	3, 724, 316
2 国庫補助金	515, 867
	1 地方消費税交付金 1 ゴルフ場利用税交付金 1 自動車取得税交付金 1 地方特例交付金 1 地方交付税 1 交通安全対策特別交付金 1 負担金 1 使用料 2 手数料 1 国庫負担金

		[+ \psi 1 1]
款 	項	金額
	3 委託金	23,868
15 県支出金		1, 990, 806
	1 県負担金	1, 222, 465
	2 県補助金	5 4 9, 7 0 5
	3 委託金	218, 636
16 財産収入		81, 957
	1 財産運用収入	58, 245
	2 財産売払収入	23,712
17 寄附金		128,382
	1 寄附金	128,382
18 繰入金		755, 360
	1 基金繰入金	755, 360
19 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
20 諸収入		875, 552
	1 延滞金加算金及び過料	10,050
	2 市預金利子	2, 950
	3 貸付金元利収入	3, 512
	4 受託事業収入	8, 303
	4 受託事業収入	8, 303

款	項	金額
	5 雑入	850,737
21 市債		3, 147, 800
	1 市債	3, 147, 800
歳 入	合 計	34, 120, 000

款	項	金額
1 議会費		386, 988
	1 議会費	386, 988
2 総務費		3, 875, 305
	1 総務管理費	2, 975, 308
	2 徴税費	507,040
	3 戸籍住民基本台帳費	232, 542
	4 選挙費	112, 548
	5 統計調査費	7, 024
	6 監査委員費	40,843
3 民生費		12, 219, 409
	1 社会福祉費	4, 539, 629
	2 児童福祉費	5, 580, 196
	3 生活保護費	1, 461, 868
	4 災害救助費	5 6 1
	5 国民健康保険費	637, 155
4 衛生費		3, 463, 013
	1 保健衛生費	1, 473, 500
	2 清掃費	1, 989, 513

款	項	金額
5 産業経済費		4 4 2, 6 2 8
	1 農業費	166,650
	2 商工費	275, 978
6 土木費		3, 947, 061
	1 土木管理費	254, 146
	2 道路橋梁及び河川費	1, 035, 481
	3 都市計画費	1, 800, 778
	4 住宅費	62,883
	5 下水道費	793, 773
7 消防費		1, 897, 064
	1 消防費	1, 897, 064
8 教育費		4, 300, 954
	1 教育総務費	279,938
	2 小学校費	640,706
	3 中学校費	319, 976
	4 幼稚園費	839, 256
	5 社会教育費	1, 094, 729
	6 保健体育費	1, 126, 349
9 災害復旧費		8, 650

款	項	金額
	1 土木災害復旧費	3, 650
	2 農林業施設災害復旧費	5,000
10 公債費		3, 528, 928
	1 公債費	3, 528, 928
11 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合 計	34, 120, 000

第 2 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

	款			Į	頁					事	業	名				金	客	頂	
教	育	費	小	学	校	費	小	学	校	施	設	整	備	事	業	1 8	1,	9 9	2

第 3 表 債務負担行為

事項		期間	限度額
市内中小企業者に対する奈良県信用 証協会との契約による特別小口融資損 補償	美	市内中小企業者が、奈良県信用 保証協会の行う融資保証に係る保 証債務の返済を完了するまで。	市内中小企業者の、奈 良県信用保証協会が行う 融資保証に係る保証債務 のうち、未返済元利総額 の20%相当額
生駒市の委託を受けて生駒市土地開 公社が行う公共用地先行取得事業 (平成25年度分)		平成25年度から2年以内	事項欄記載事項の用地 等の事業資金22,000千円 及びこれに対する利子相 当額
広報紙·議会報印刷等業務	务	平成26年度	9,115千円
固定資産税納税通知書封入業務	务	平成25年度から 平成26年度まで	2,248千円
路線価等調査算定業務	务	平成26年度	7,577千円
老 人 保 健 施 説 増 設 及 び 改 装 工 事		平成26年度	39,795千円
北田原南北線道路整備工事(1工区)	H	平成26年度から 平成27年度まで	445,000千円
北分署施設新築に伴う備品等整備業務	ノー	平成25年度から 平成26年度まで	24,886千円
生駒 ふるさとミュージアム 指 定 管 理 業 務	~	平成26年度から 平成29年度まで	103,000千円

第 4 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利	率	償	還	の	方	法
自 転 車 利 用ネットワーク整備事業	千円	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0% (ただし、利 式で借り入 ついて、利料 行った後には 該見直し後の	率見直し方 れる場合に なの見直しを おいては、当	条件: はその する。 り据 し、若	こより、 の債権を ただし ご 期間が	銀行そ 皆と協。 、市財 及び償 繰上償	てはその他のご 定するい 政の都 環期限で 環又は なる。	場合に ものと 合によ を短縮
道路橋梁及び 河川整備事業	184, 200	II	"	1			IJ		
街路整備事業	18, 000	II	"	,			"		
北分署施設整備事業	538, 700	11	11	,			"		
小学校校舎 増築 事業	81, 800	II	"	,			"		
図 書 会 館 施設整備事業	32, 900	II	"	,			"		
臨時財政対策	2, 291, 000	11	"				IJ		
計	3, 147, 800						/		

公共施設整備基金特別会計

議案第 2 号

平成25年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算

平成25年度生駒市の公共施設整備基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172,043千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年3月6日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

		[単位 千円]
款	項	金額
1 財産収入		5, 046
	1 財産運用収入	5, 046
2 寄附金		166, 997
	1 寄附金	166,997
歳	合 計	172,043

歳 出

款	項	金額
1 公共施設整備基金費		172,043
	1 公共施設整備基金費	172,043
歳出	合 計	172,043

生駒駅前市街地再開発事業特別会計

議案第 3 号

平成25年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計予算

平成25年度生駒市の生駒駅前市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,580,785千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により 起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還 の方法は、「第2表地方債」による。

平成25年3月6日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳入

		「七一」
款	項	金額
1 国庫支出金		659, 795
	1 国庫補助金	659,795
2 県支出金		277, 550
	1 県補助金	277, 550
3 繰入金		568,780
	1 一般会計繰入金	568, 780
4 諸収入		3 6 0
	1 雑入	3 6 0
5 市債		74,300
	1 市債	74,300
歳	合 計	1, 580, 785

歳 出

款	項	金額
1 事業費		1, 518, 075
	1 事業費	1, 518, 075
2 公債費		62,710
	1 公債費	62,710
歳出	<u></u> 숨 計	1, 580, 785

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利	率	償	還	D	方	法
都市計画事業	千円 74, 300	証書借入 又は 証券発行	(ただし、5 式で借り入る いて、利率	る以内 利率見直し方 れる場合につ の見直しを行 いては、当該 利率)	条件はそのする。りがは、	こより、 の債権 ただし ご 期間	銀行で者と協い、市財を以前に繰上償	で他の定する 政の都 環期限	ものと合によを短縮
計	74, 300								

介 護 保 険 特 別 会 計

議案第 4 号

平成25年度生駒市介護保険特別会計予算

平成25年度生駒市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,854,114千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規 定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のと おりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款 内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月6日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金額
1 保険料		1, 591, 652
	1 介護保険料	1, 591, 652
2 使用料及び手数料		7 9
	1 手数料	7 9
3 国庫支出金		1, 242, 654
	1 国庫負担金	1, 172, 789
	2 国庫補助金	69,865
4 支払基金交付金		1, 897, 869
	1 支払基金交付金	1, 897, 869
5 県支出金		968, 334
	1 県負担金	942, 513
	2 県補助金	25,821
6 財産収入		2, 190
	1 財産運用収入	2, 190
7 繰入金		1, 150, 097
	1 一般会計繰入金	1, 026, 725
	2 基金繰入金	1 2 3, 3 7 2

款	項	金額
8 繰越金		1 0
	1 繰越金	1 0
9 諸収入		1, 229
	1 延滞金及び加算金	2 2 7
	2 雑入	1, 002
歳	合 計	6, 854, 114

款	項	金額
1 総務費		187,719
	1 総務管理費	124,426
	2 徴収費	3, 173
	3 介護認定審査会費	59, 587
	4 趣旨普及費	5 3 3
2 保険給付費		6, 508, 619
	1 介護サービス等諸費	6, 113, 381
	2 高額介護サービス費	112,074
	3 介護保険諸費	9, 173
	4 特定入所者介護サービス 等費	273,991
3 地域支援事業費		143,854
	1 介護予防事業費	35,752
	2 包括的支援等事業費	108,102
4 基金積立金		2, 190
	1 基金積立金	2, 190
5 諸支出金		1, 732
	1 償還金及び還付加算金	1, 732
6 予備費		10,000

款	項	金額
	1 予備費	10,000
歳出	合 計	6, 854, 114

国民健康保険特別会計

議案第 5 号

平成25年度生駒市国民健康保険特別会計予算

平成25年度生駒市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,312,424千円と 定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経 費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款 内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月6日提出

歳 入

款	項	金額
1 国民健康保険税		2, 900, 589
	1 国民健康保険税	2, 900, 589
2 使用料及び手数料		4 2 5
	1 手数料	4 2 5
3 国庫支出金		1, 904, 118
	1 国庫負担金	1, 715, 570
	2 国庫補助金	188, 548
4 療養給付費交付金		590,779
	1 療養給付費交付金	590,779
5 前期高齢者交付金		3, 599, 782
	1 前期高齢者交付金	3, 599, 782
6 県支出金		5 4 8, 8 3 4
	1 県負担金	66, 541
	2 県補助金	482, 293
7 共同事業交付金		1, 111, 814
	1 共同事業交付金	1, 111, 814
8 財産収入		1, 554

款	項	金額
	1 財産運用収入	1, 554
9 繰入金		637, 156
	1 一般会計繰入金	637,155
	2 基金繰入金	1
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		17, 372
	1 延滞金及び過料	2, 560
	2 預金利子	1 0
	3 雑入	13,702
	4 療養費等指定公費返還金	1, 100
歳 入	合 計	11, 312, 424

	T	
款	項	金額
1 総務費		165,603
	1 総務管理費	143, 215
	2 徴税費	20, 335
	3 運営協議会費	3 6 7
	4 趣旨普及費	1,686
2 保険給付費		7, 882, 058
	1 療養諸費	6, 948, 667
	2 高額療養費	876,665
	3 移送費	3 0 0
	4 出産育児諸費	50,426
	5 葬祭諸費	6,000
3 後期高齢者支援金等		1, 439, 022
	1 後期高齢者支援金等	1, 439, 022
4 前期高齢者納付金等		6 9 8
	1 前期高齢者納付金等	6 9 8
5 老人保健拠出金		5 9
	1 老人保健拠出金	5 9
6 介護納付金		574, 367

款	項	金 額
	1 介護納付金	574, 367
7 共同事業拠出金		1, 109, 702
	1 共同事業拠出金	1, 109, 702
8 保健事業費		99,061
	1 特定健康診査等事業費	84, 928
	2 保健事業費	14, 133
9 基金積立金		1, 554
	1 基金積立金	1, 554
10 公債費		1 0 0
	1 公債費	1 0 0
11 諸支出金		10,200
	1 償還金及び還付加算金	9, 100
	2 療養費等指定公費立替金	1, 100
12 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出	合 計	11, 312, 424

後期高齢者医療特別会計

議案第 6 号

平成25年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところに よる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,377,775千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年3月6日提出

歳 入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1, 137, 070
	1 後期高齢者医療保険料	1, 137, 070
2 使用料及び手数料		1 4
	1 手数料	1 4
3 繰入金		233, 455
	1 一般会計繰入金	233, 455
4 繰越金		3, 000
	1 繰越金	3, 000
5 諸収入		4, 236
	1 延滞金加算金及び過料	1 1
	2 償還金及び還付加算金	4, 010
	3 雑入	2 1 5
歳 入	合 計	1, 377, 775

歳 出

款	項	金額
1 総務費		38, 994
	1 総務管理費	38, 994
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		1, 329, 771
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	1, 329, 771
3 諸支出金		4, 010
	1 償還金及び還付加算金	4, 010
4 予備費		5,000
	1 予備費	5, 000
歳出	合 計	1, 377, 775

下 水 道 事 業 特 別 会 計

議案第 7 号

平成25年度生駒市下水道事業特別会計予算

平成25年度生駒市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,528,229千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予 算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担 行為」による。

(地方倩)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」 による。

平成25年3月6日提出

歳 入

L単位	千円」

款	項	金額
1 分担金及び負担金		42,177
	1 負担金	42,177
2 使用料及び手数料		813,014
	1 使用料	812,738
	2 手数料	2 7 6
3 国庫支出金		330,000
	1 国庫補助金	330,000
4 繰入金		793,773
	1 一般会計繰入金	793,773
5 諸収入		3, 065
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	3, 064
6 市債		546,200
	1 市債	546,200
歳 入	合 計	2, 528, 229

歳 出

款	項	金額
1 下水道費		1, 835, 613
	1 下水道費	1, 835, 613
2 公債費		688,616
	1 公債費	688,616
3 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳 出	合 計	2, 528, 229

第 2 表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
	所改造資金とし 金融機関から受 る損失補償	融資金の借入 日まで。	日から償還完了	融資金遅延利息の		利金及び 額

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利	率	償	還	の	方	法
公共下水道事業	千円 530, 000	証書借入 ス 証券発行	(ただし、) 式で借り入 いて、利率	る以内 利率見直し方 れる場合につ の見直しを行 いては、当該	条件はそのする。り据し、	こより、 の債権 ただし ご 期間	銀行そ 皆と協 、市財 及び償 繰上償	てはその他の 定する 政の都 選期限 還又は きる。	場合に ものと 合によ を短縮
流域下水道事業	16, 200	JI	"						
計	546, 200								

自動車駐車場事業特別会計

議案第 8 号

平成25年度生駒市自動車駐車場事業特別会計予算

平成25年度生駒市の自動車駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ369,204千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予 算」による。

平成25年3月6日提出

歳 入 [単位 千円]

款	項	金額
1 使用料及び手数料		154, 184
	1 使用料	154, 184
2 繰入金		215,020
	1 一般会計繰入金	215,020
歳 入	合 計	369, 204

歳 出

款	項	金額
1 事業費		222,606
	1 事業費	222,606
2 公債費		146,598
	1 公債費	146,598
歳 出	合 計	369, 204